

## 西宮市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 西宮市は、鉄道利用者の利便性、安全性の向上を図るため、国と協調して、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)の鉄道駅総合改善事業費補助を受けて、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人であらかじめ補助の対象として選定された鉄道駅の改良整備・保有を目的とするもの(以下「会社」という。)が行う鉄道駅総合改善事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を会社に交付するものとし、その交付に関して必要な事項については、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる経費の額(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、別表に掲げるものの合計額とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の交付額は、補助対象経費に2/10を乗じて得た額以内とする。(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

### (申請手続)

第4条 会社は、補助金の交付を受けようとするときは、鉄道駅総合改善事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を、機構からの鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定通知書を受け取った後、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 機構からの鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合において、審査のうえ、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、会社に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

### (申請の取下げ)

第6条 会社は、補助金の交付決定の後、その交付決定に係る申請の取下げを行うときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 会社は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業実施計画変更承認申請書(様式第4号)に補助事業実施計画変更書(様式第2号)を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。

(1) 流用先の費目の当初計画額の30%以内の増額又は1千万円以内の増額のいずれか低い額。

(2) 1千万円以下の工事件名の追加

2 市長は、前項の規定による実施計画の変更の申請があつた場合において、その内容を審査のうえ、承認するときは、承認書(様式第5号)により会社に通知するものとする。

3 会社は、第1項ただし書に規定する軽微な変更を行ったときは、補助事業実施計画変更届(様式第6号)に補助事業実施計画変更書(様式第2号)を添付して、市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の規定により実施計画の変更を承認した場合又は前項の規定により軽微な変更に係る届出を受け取つた場合において、交付の決定を行った補助金の額を変更する必要があるときは、当該交付の決定に係る変更の決定を行うものとする。この場合において、市長は、鉄道駅総合改善事業費補助金増(減)額交付決定通知書(様式第3-2号)により、会社に通知するものとする。

(状況報告)

第8条 会社は、補助事業の実施状況について、毎会計年度第2四半期終了後1カ月以内に、補助事業実施状況報告書(様式第7号)に補助事業実施状況表(様式第7-2号)を添付して、市長に提出しなければならない。市長が実施状況の報告を求めた場合も同様とする。

2 会社は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、補助事業実施状況報告書(様式第7号)に補助事業実施状況表(様式第7-3号)を添付して市長に提出し、その指示を受けなければならない。

3 会社は、補助事業の遂行が困難となつたときは、補助事業実施状況報告書(様式第7号)に補助事業実施状況表(様式第7-4号)を添付して市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 会社は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 会社は、補助事業を完了したときは、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、補助事業完了実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月20日までに、補助事業年度終了実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

( 機構からの補助金額確定通知書の写しの提出 )

第 11 条 会社は、機構から鉄道駅総合改善事業費補助金の額の確定通知書を受け取ったときは、遅滞なく、その写しを市長に提出しなければならない。

( 補助金の額の確定 )

第 12 条 市長は、第 10 条第 1 項の規定により補助事業の完了等の報告があったときは、報告書等の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容に適合するかどうかを決定しなければならない。

2 市長は、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金として交付すべき額を確定し、鉄道駅総合改善事業費補助金の額の確定通知書(様式第 10 号)により、会社に通知するものとする。

3 市長は、補助事業の成果が交付決定の内容に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を会社に対し、命ずることができる。

( 補助金の交付 )

第 13 条 会社は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、鉄道駅総合改善事業費補助金請求書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の額の確定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金は、前条第 2 項の規定による通知後に交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

3 会社は、前項ただし書の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払い請求書(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

( 交付決定の取消し )

第 14 条 市長は、会社が補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。

(5) 機構が鉄道駅総合改善事業費補助の不交付決定をしたとき又はすでに交付を受けた鉄道駅総合改善事業費補助の返還命令があったとき。

(6) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しを決定した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、会社に対しその返還を命じることができる。

2 市長は、第 12 条第 2 項の規定により補助金として交付すべき額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、会社に対しその返還を命じることができる。

(加算金及び遅延利息)

第 16 条 会社は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算(1 年を 365 日として日割り計算)した加算金を西宮市に納付しなければならない。

2 会社は、前条各項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95%の割合で計算(1 年を 365 日として日割り計算)した遅延利息を西宮市に納付しなければならない。

(補助金の整理)

第 17 条 会社は、補助金に関する特別の帳簿を備え、交付を受けた補助金の額及び累計額を年度ごとに整理し、補助事業完了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産に関する帳簿の整理)

第 18 条 会社は、補助事業によって取得した財産(以下「取得財産」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産に係る補助金額が明らかになるように整理しなければならない。

(関係書類の保存)

第 19 条 会社は、次の各号に掲げる書類を、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 22 年国土交通省告示第 505 号。以下「告示」という。)保存しなければならない。

- (1) 第 17 条及び前条に規定する帳簿
- (2) 取得財産の得喪に関する書類
- (3) 取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(取得財産の管理)

第 20 条 会社は、取得財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

( 所得財産の処分の制限 )

第 21 条 会社は、取得財産について、補助事業の完了後においても、告示に定める期間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

( 検査等 )

第 22 条 市長は、会社に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

( その他 )

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は市長が定める。

( 付 則 )

この要綱は、平成 19 年 9 月 6 日から実施する。

( 付 則 )

この要綱の一部改正は、平成 23 年 4 月 8 日から実施する。

別表 ( 第 2 条関係 )

補助対象経費は、当該年度の総工事費のうち、次に掲げる費目とする。

費 目	費目の区分
本 工 事 費	土 木 費
	線路設備費
	電路設備費
	停車場設備費
附 帯 工 事 費	
用 地 費	